

佐賀県告示第372号

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金徴収等規則第3条第1項に規定する徴収金基準(昭和63年佐賀県告示第440号)の一部を次のように改正し、平成26年10月1日から施行する。

平成26年9月16日

佐賀県知事 古 川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後				
<p>表1 児童入所施設徴収金基準額表</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="235 592 1095 635">略</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="235 639 1095 1126"><p>備考 1～3 略 4 措置児童の属する世帯の税額等による階層区分がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該世帯の徴収金基準月額は、0円とする。 (1) 略 (2) <u>母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条に規定する配偶者のない者</u>で現に児童を扶養しているものの世帯 (3)・(4) 略 5～8 略</p></td></tr></tbody></table>	略	<p>備考 1～3 略 4 措置児童の属する世帯の税額等による階層区分がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該世帯の徴収金基準月額は、0円とする。 (1) 略 (2) <u>母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条に規定する配偶者のない者</u>で現に児童を扶養しているものの世帯 (3)・(4) 略 5～8 略</p>	<p>表1 児童入所施設徴収金基準額表</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1167 592 2027 635">略</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1167 639 2027 1126"><p>備考 1～3 略 4 措置児童の属する世帯の税額等による階層区分がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該世帯の徴収金基準月額は、0円とする。 (1) 略 (2) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する配偶者のない者</u>で現に児童を扶養しているものの世帯 (3)・(4) 略 5～8 略</p></td></tr></tbody></table>	略	<p>備考 1～3 略 4 措置児童の属する世帯の税額等による階層区分がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該世帯の徴収金基準月額は、0円とする。 (1) 略 (2) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する配偶者のない者</u>で現に児童を扶養しているものの世帯 (3)・(4) 略 5～8 略</p>
略					
<p>備考 1～3 略 4 措置児童の属する世帯の税額等による階層区分がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該世帯の徴収金基準月額は、0円とする。 (1) 略 (2) <u>母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条に規定する配偶者のない者</u>で現に児童を扶養しているものの世帯 (3)・(4) 略 5～8 略</p>					
略					
<p>備考 1～3 略 4 措置児童の属する世帯の税額等による階層区分がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該世帯の徴収金基準月額は、0円とする。 (1) 略 (2) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する配偶者のない者</u>で現に児童を扶養しているものの世帯 (3)・(4) 略 5～8 略</p>					